

情報公開及び個人情報保護に関する規則

17-一般-10071

2017年 4月 1日

22-一般-00099

2022年 4月 1日

(目的)

第1条 この規則は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 株式会社日本貿易保険（以下「会社」という。）における独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第15条第1項の規定に基づく法人文書の開示の実施方法、同条第2項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法、同法第17条第1項、第2項及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成14年政令第199号。以下「情報公開法施行令」という。）第11条第1項の規定に基づく開示請求にかかる手数料、開示の実施にかかる手数料及び法人文書の写しの送付に関する事項
- 二 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第87条第1項の規定に基づく保有個人情報の開示の実施方法、同条第2項の規定に基づく保有個人情報の電磁的記録についての開示の方法、同法第89条第1項及び第2項に基づく開示請求にかかる手数料に関する事項

(法人文書の開示の実施の方法)

第2条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- 一 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）当該文書又は図画（情報公開法第15条第1項ただし書又は個人情報保護法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号に定めるもの）
- 二 マイクロフィルム
当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難い場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本工業規格A列1番（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したもの。
- 三 写真フィルム
当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は

縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。)に印画したもの

四 スライド(第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。)
当該スライドを専用機器により映写したもの

2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。

一 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。)

次に掲げる方法(ロ又はハに掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、会社がその保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたもの)いう。以下同じ。)により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。)

イ 当該文書又は図画を複写機により日本工業規格A列3番(以下「A3判」という。)

以下の大きさの用紙に複写したものの交付(ロに掲げる方法に該当するものを除く。)。ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本工業規格A列2番(以下「A2判」という。)の用紙に複写したものの交付(ロに掲げる方法に該当するものを除く。)又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

ロ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ハ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。)又は光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号ホにおいて同じ。)に複写したものの交付

二 マイクロフィルム

当該マイクロフィルムを日本工業規格A列4番(以下「A4判」という。)の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難い場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付

三 写真フィルム

当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

四 スライド

当該スライドを印画紙に印画したものの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定

める方法とする。

一 録音テープ(第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。)

又は録音ディスク

次に掲げる方法

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本工業規格C556-8に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

二 ビデオテープ又はビデオディスク

次に掲げる方法

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したもの
の交付

三 電磁的記録（前2号、次号又は次項に該当するものを除く。）

次に掲げる方法であって、会社がその保有する処理装置及びプログラムにより行うこ
とができるもの

イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために
備え付けられているものに限る。以下同じ。）により再生したものの閲覧又は視聴

ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（二に掲げる
方法に該当するものを除く。）

二 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

ホ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写し
たものの交付

四 電磁的記録（前号ホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有
するものに限る。）

次に掲げる方法であって、会社がその保有する処理装置及びプログラムにより行うこ
とができるもの

イ 前号イからハまでに掲げる方法

ロ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルのオープンリールテープ（日本工業規
格X6103、X6104又はX6105に適合する長さ731.52メートルの
ものに限る。）に複写したものの交付

ハ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業
規格X6123、X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電氣
標準会議の規格（以下「国際規格」という。）14833、15895若しくは1

5307に適合するものに限る。)に複写したものの交付

- ニ 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。)に複写したものの交付
- ホ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6127、X6129、X6130又はX6137に適合するものに限る。)に複写したものの交付

4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
- 二 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
- 二 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

(手数料の額)

第3条 情報公開法第17条第2項の規定に基づき会社が定める手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 開示請求に係る手数料(以下「開示請求手数料」という。)

開示請求に係る法人文書1件につき300円

二 開示の実施に係る手数料(以下「開示実施手数料」という。)

開示を受ける法人文書1件につき、別表の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(複数の実施方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。)

ただし、基本額(情報公開法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が300円(次のイ又はロのいずれかに該当する場合は、それぞれ当該イ又はロに定める額。以下のこの号において同じ。)に達するまでは無料とし、300円を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。)は当該基本額から300円を減じた額とする。

イ 情報公開法第12条第1項の規定に基づき、他の独立行政法人等に事案を移送した場合又は他の独立行政法人等から事案が移送された場合

300円のうち会社が分担するものとして、当該他の独立行政法人等と協議して定

める額

- 情報公開法第13条第1項の規定に基づき、行政機関の長に事案を移送した場合
又は行政機関の保有する情報の公開に関する法律第12条の2の規定に基づき、行政機関の長から事案が移送された場合

300円のうち会社が分担するものとして、当該行政機関の長と協議して定める額

- 2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を1の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。
 - 一 1の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書
 - 二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書
- 3 個人情報保護法第89条第2項の規定に基づき会社が定める手数料の額は、第1項第1号に規定する額とする。

（手数料額の納付）

第4条 開示請求手数料又は開示実施手数料は、次に掲げるいずれかの方法により納付しなければならない。

- 一 現金で納付する方法
- 二 現金書留の送付により納付する方法
- 三 会社が指定する銀行口座への振込みにより納付する方法

（送付に要する費用）

第5条 法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか、送付に要する費用を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において当該送付に要する費用は、郵便切手で納付しなければならない。

（手数料の減額）

第6条 会社は、情報公開法第17条第3項に基づき、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

- 2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、情報公開法第15条第3項又は第5項の規定に基づき開示の実施方法等の申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を会社に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

（規則の改正）

第7条 この規則は、取締役会の決議を経て、隨時改正することができる。

（主管部）

第8条 この規則の主管部署は、総務部総務・広報グループとする。

附 則

この規則は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2022年4月1日から施行する。

《別表》

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画（2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。）	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により複写したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く）	用紙1枚につき10円（A2判については40円、A1判については80円）
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円（A2判については140円、A1判については180円）
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、520円）に12枚までごとに760円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取つてできた電磁的記録をFDに複写したものの交付	1枚につき50円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	ト スキャナにより読み取つてできた電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	チ スキャナにより読み取つてできた電磁的記録をDVD-Rに複写したものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円（A3判については140円、A2

		判については370円、A1 判については690円)
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの 閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの 交付	1枚につき30円（縦203 ミリメートル、横254ミリ メートルのものについては、 430円）
4 スライド（9の項に該当 するものを除く。）	イ 専用機器により映写した ものの閲覧	1巻につき390円
	ロ 印画紙に印画したものの 交付	1枚につき100円（縦20 3ミリメートル、横254ミ リメートルのものについては、 1,300円）
5 録音テープ（9の項に該 当するものを除く。）又は 録音ディスク	イ 専用機器により再生した ものの聴取	1巻につき290円
	ロ 録音カセットテープに複 写したものの交付	1巻につき430円
6 ビデオテープ又はビデオ ディスク	イ 専用機器により再生した ものの視聴	1巻につき290円
	ロ ビデオカセットテープに 複写したものの交付	1巻につき580円
7 電磁的記録（5の項、6 の項又は8の項に該当する ものを除く。）	イ 用紙に出力したものの閲 覧	用紙100枚までごとにつき 200円
	ロ 専用機器により再生した ものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	ハ 用紙に出力したものの交 付（ニに掲げる方法に該当 するものを除く。）	用紙1枚につき10円
	ニ 用紙にカラーで出力した ものの交付	用紙1枚につき20円
	ホ FDに複写したものの交 付	1枚につき50円に1ファイ ルごとに210円を加えた額

	ヘ CD-Rに複写したもの の交付	1枚につき100円に1ファ イルごとに210円を加えた 額
	ト DVD-Rに複写したもの の交付	1枚につき120円に1ファ イルごとに210円を加えた 額
	チ 幅12.7ミリメートル のオープンリールテープに 複写したものの交付	1巻につき7,000円に1 ファイルごとに210円を加 えた額
	リ 幅12.7ミリメートル の磁気テープカートリッジ に複写したものの交付	1巻につき800円(日本工 業規格X6135に適合する ものについては2,500円、 国際規格14833、158 95又は15307に適合す るものについてはそれぞ れ8,600円、10,500 円又は12,900円)に1 ファイルごとに210円を加 えた額
	ヌ 幅8ミリメートルの磁気 テープカートリッジに複写 したものの交付	1巻につき1,800円(日 本工業規格X6142に適合 するものについては2,60 0円、国際規格15757に 適合するものについては3, 200円)に1ファイルごと に210円を加えた額
	ル 幅3.81ミリメートル の磁気テープカートリッジ に複写したものの交付	1巻につき590円(日本工 業規格X6129、X613 0又はX6137に適合する ものについてはそれぞれ80 0円、1,300円又は1, 750円)に1ファイルごと に210円を加えた額
8 映画フィルム	イ 専用機器により映写した	1巻につき390円

	ものの視聴	
	口 ビデオカセットテープに 複写したものの交付	6,800円（16ミリメー トル映画フィルムについては 13,000円、35ミリメー トル映画フィルムについては 10,100円）に記録時 間10分までごとに2,75 0円（16ミリメートル映画 フィルムについては3,20 0円、35ミリメートル映画 フィルムについては2,65 0円）を加えた額
9 スライド及び録音テープ (同時に視聴する場合に限 る。)	イ 専用機器により再生した ものの視聴	1巻につき680円
	口 ビデオカセットテープに 複写したものの交付	5,200円（スライド20 枚を超える場合にあっては、 5,200円にその超える枚 数1枚につき110円を加え た額）

(備考) 1の項ハ若しくはニ、2の項ハ又は7の項ハ若しくはニの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。